

令和5年度 指定管理者評価スケジュール等について

1. 委員会スケジュール

令和4年度は、円滑な現地視察を行う為、現地視察前に評価委員会を開催し、大阪府から各公園の管理概況等を全委員に説明し、指定管理者の取組状況等の情報共有を図った。

令和5年度も引き続き、現地視察前に評価委員会の中で各公園の管理概況等の情報共有を図った上で、現地視察を行う。また、現地視察には令和4年度と同様に府営プールの視察を含む。

日 程	実施内容
(令和5年4月26日)	(第6回 大阪府営公園指定管理優良業務表彰式)
7月25日10時～	第1回 評価委員会 ※議題：評価委員会の進め方 ほか
8月 【日程調整中】	◆ <u>現地視察</u> 回 (評価委員 名参加予定)
9～11月 【日程調整中】	<u>現地視察</u> 回 (指定管理者が提案実施状況等説明)
(11月中旬～12月中旬)	(指定管理者・大阪府：評価票の作成)
(12月中旬～1月中旬)	(各委員：評価票の点検、指摘・提言コメント記入)
1月～2月	第2回 評価委員会 ※議題：現場視察の講評、評価状況の審議 ほか
3月下旬	第3回 評価委員会 ※議題：評価票のとりまとめ、対応改善についての審議 表彰対象の審議 ほか
(4月～5月)	(第7回 大阪府営公園指定管理優良業務表彰式)

【コロナ対策方針】

- ・車での移動の場合は、密にならないよう定員制限（50%）や窓を空ける、消毒など感染予防対策の徹底を図る。

2. 評価業務の進め方（案）

各段階毎の点検項目を整理し、効率的な評価業務を進める。また、府民が見やすく分かりやすい内容となる評価票を作成する。

① 現地視察における点検

現地視察では、施設の維持管理が良好に行われているか、提案事項の実施状況、管理運営に係る課題点の有無などについて、各委員がヒアリング（指定管理者等から）や目視にて、確認いただく。

【現地視察前に各公園の取組状況等を説明】

- ◆施設所管課（各土木事務所）から各公園の取組状況を説明（以下の点を中心に説明）
 - ・管理要領・管理マニュアル・提案に沿った維持管理内容であるか。
 - ・特筆すべき点（評価すべき取組み）、または維持管理上の課題点など。

【現地視察時】

- ◆指定管理者等から取組状況（以下の点を中心に）の説明を受け、その後の質疑応答や現場確認により、公園の管理状況について確認・点検いただく。
 - ・提案の実施状況（実施効果や課題など）、特筆すべき点（新たな取組み等）など

② 評価票作成における点検

評価票作成段階では、現地視察結果および、施設所管課による履行確認記録等を基に、指定管理者の自己評価および、施設所管課評価の内容について点検いただく。

－評価票作成時の点検ポイント－

- 評価票の次の項目を重点的に点検
 - ・施設所管課が S/B/C 評価とした項目。
 - ・指定管理自己評価・施設所管課評価に差がある項目。
 - ・現地視察時に再確認が必要と判断した項目。

③ 評価票の作成について

【指定管理者や施設所管者等の評価記載の留意点（昨年度同様）】

- 概ね、公園あたりの評価票を A3 縦 1 から 2 ページに収め、見やすい評価票とする。
- 評価の視点を分かりやすくするため、A 評価については簡潔に記載することとし、それ以外の項目のみ、取組概要や評価理由、提言コメント等を重点的に記載する。

【評価票の記載イメージ】

	指定管理者 評価	施設所管課 評価	委員会 提言	備考
指定管理者評価と 施設所管課評価が、両方 A 評価	簡潔に記載※	簡潔に記載※	簡潔に記載※	
施設所管課評価が、S/B/C 評価	取組内容の 概要記載	評価理由 を記載	提言コメント 記載	
指定管理者評価と施設所管課評 価に差があるもの				
現地視察(管理運営状況の報告) 時に再確認が必要と判断した項 目				必要に応じて 記載を求める

※「府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。」など

【労働災害等の未然防止のための管理運営にかかる評価基準】

○評価票において、労働災害や公衆災害の発生等について評価する「労働災害等の未然防止のための管理運営」に係る評価の考え方は以下のとおりとする。

- ⇒ 労働災害、公衆災害の発生については、
「工事事故の対応方針（案）都市整備部平成 30 年 3 月」に準拠し、
負傷の程度及び安全管理の適切度により、評価する。
- ⇒ 年度内に複数の事故が発生した場合は、下記の対応とする。
 - ・ 事故 2 回
 - A 評価相当が 2 回の場合、B 評価とする。
 - B 評価相当を含む場合、C 評価とする。
 - ・ 事故 3 回以上
 - 内容にかかわらず、C 評価とする。
- ⇒ 労働災害、公衆災害事故の報告を怠った場合には、事故の大小にかかわらず
全て C 評価とする。（公平性の確保・事故隠しの防止）

【労働災害の評価基準】

負傷の程度及び安全管理の適切度により、評価する。

A 評価・・・4～7：口頭注意程度の事故

B 評価・・・4～7：文書注意程度の事故

C 評価・・・1～3：入札参加停止に値する事故

負傷レベル	1	2	3	4	5	6	7
負傷の程度 不適切の程度	死亡	身体欠損 機能障害	治療日数 以上30日	治療日数 15日以上 30日未満	治療日数 15日未満	治療日数 15日未満 かつ不休	当日治療 のみ
大	入札参加停止 審査会付議 C※			B 文書注意			
中				文書注意		口頭注意	
小				文書注意	口頭注意	注意なし (減点あり)	
微小				注意なし (減点あり) 又は (減点なし)			

【公衆災害（人身）の評価基準】

負傷の程度及び安全管理の適切度により、評価する。

※第三者被害の発生は労働災害より重く受け止め、内容にかかわらず BC 評価とする。

B 評価・・・3～4：口頭注意程度の事故

C 評価・・・1～4：文書注意・入札参加停止に値する事故

負傷レベル	1	2	3	4
負傷の程度 不適切の程度	死亡	負傷者の発生 （「骨折」「縫合を 必要とする裂傷」等）	軽微な負傷 負傷レベル2.に該当 しない場合	当日治療のみの 捻挫・擦過傷
大	入札参加停止 審査会付議 C※		文書注意	
中			C 文書注意	口頭注意
小			B	
微小			注意なし (減点あり)	